

【商品概要説明書】

スーパー定期貯金〈単利型〉

(令和4年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	次世代応援定期貯金 (相続貯金)
	愛称: 次世代応援定期貯金
2. 定期貯金種類	スーパー定期 〈単利型〉
3. 販売期間	令和4年4月1日 (金) ~
4. 販売対象	相続完了時から3ヶ月以内の相続人
5. 期間	・1・3年 ・自動継続 (元金自動継続または元利金自動継続) の取扱いとなります。
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100万円以上 ただし、相続貯金の範囲内とします。 ・1円
7. 払出方法	満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払日 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示利率+0.15% (1年) +0.20% (3年) ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 ・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の源泉分離課税 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口でお問合せください。
9. 満期時の取扱い	自動継続後の適用金利は、継続日における店頭表示金利となります。
10. 手数料	—
11. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ・一定条件を満たした個人の場合は、マル優の取扱いができます。

12. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>③ 1年以上3年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> </table> （2）約定した預入期間が3年以上4年未満の場合 <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上4年未満</td><td>約定利率×90%</td></tr> </table> （3）約定した預入期間が4年以上5年未満の場合 <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr> <tr> <td>③ 1年以上2年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr> <tr> <td>④ 2年以上3年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr> <tr> <td>⑤ 3年以上5年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr> </table> （4）約定した預入期間が5年の場合 <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 6か月以上1年6ヶ月未満</td><td>約定利率×10%</td></tr> <tr> <td>③ 1年6ヶ月以上3年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr> <tr> <td>④ 3年以上4年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>⑤ 4年以上5年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr> </table> ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×50%	③ 1年以上3年未満	約定利率×70%	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×10%	③ 1年以上2年未満	約定利率×20%	④ 2年以上3年未満	約定利率×30%	⑤ 3年以上5年未満	約定利率×60%	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年6ヶ月未満	約定利率×10%	③ 1年6ヶ月以上3年未満	約定利率×20%	④ 3年以上4年未満	約定利率×40%	⑤ 4年以上5年未満	約定利率×60%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																																						
② 6か月以上1年未満	約定利率×50%																																						
③ 1年以上3年未満	約定利率×70%																																						
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																																						
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%																																						
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																																						
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%																																						
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%																																						
⑥ 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%																																						
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																																						
② 6か月以上1年未満	約定利率×10%																																						
③ 1年以上2年未満	約定利率×20%																																						
④ 2年以上3年未満	約定利率×30%																																						
⑤ 3年以上5年未満	約定利率×60%																																						
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																																						
② 6か月以上1年6ヶ月未満	約定利率×10%																																						
③ 1年6ヶ月以上3年未満	約定利率×20%																																						
④ 3年以上4年未満	約定利率×40%																																						
⑤ 4年以上5年未満	約定利率×60%																																						
13. 貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。																																						

14. 苦情処理措置 および 紛争解決措置の内 容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきま しては、当 J A 本支店（所）または金融共済部（電話： 0596-62-1123）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、 苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等 を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相 談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター （電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください
15. その他参考と なる 事項	■本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取り扱いを中止」する ことがあります。 ■窓口のみでの取り扱いとなります。 ■満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算し ます。 ■証書式とします。

J A 伊勢